

ID: 51

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課

処分の概要	使用の許可
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市福社会館条例 第6条
例 規 番 号	平成13年条例第98号
【根拠条文】 (使用許可) 第6条 会館を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文、第7条、西東京市福社会館条例施行規則第2条、第8条及び西東京市暴力団排除条例第8条の規定による。 (使用許可の制限) 第7条 市長は、会館を使用しようとする者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、使用の許可をしない。 (1) 公益を害し、又は風俗、秩序をみだすおそれがあるとき。 (2) 建物又は備付物件を損傷するおそれがあるとき。 (3) 管理運営上支障があるとき。 (4) 前3号に定めるもののほか、市長が不適當と認めたとき。 (使用対象者) 第2条 条例第3条の規定により西東京市福社会館(以下「会館」という。)に設ける施設を使用できる者は、次の各号に掲げる施設に応じ、当該各号に掲げる者とする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。 (1) 条例別表第2に規定する老人福祉センターとしての施設(以下「老人福祉センター施設」という。) 市内に在住する年齢60歳以上の者又はこれらの者で構成する原則5人以上の団体 (2) 条例別表第2に規定する地域社会の利用に供する施設(以下「地域社会施設」という。) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者が過半数を占める原則3人以上の団体 (使用許可の制限) 第8条 条例第7条第4号に定める市長が不適當と認めるものは、次のとおりとする。 (1) 会館の使用について、混乱が予測され、適正に使用させることが困難と認められるとき。 (2) 営利を目的とすることが認められるとき。 (3) 申請者又は使用者の大半が市内に住所を有していないとき。 (4) 近隣住民に対して迷惑になる行為及び使用の目的に反する行為をしたとき。 (市が設置する公の施設における措置) 第8条 市長若しくは西東京市教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で市が設置する公の施設を管理する者をいう。)は、公の施設の使用又は利用が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該公の施設の使用又は利用の承認(以下「承認」という。)について定める他の条例の規定にかかわらず、承認をせず、又は承認を取り消すことができる。	

標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日